

# ドイツの警備業

社団法人 全国警備業協会

## ドイツの警備業

### 目次

はじめに .....	158
一 ドイツの警備業の現状 .....	158
1 警備業者数 .....	159
2 警備員数 .....	159
3 市場規模 .....	159
4 警備業者の団体 .....	159
二 警備業に関する法規制 .....	159
1 概要 .....	160
2 警備業を行なうための要件 .....	160
3 警備員となるための要件 .....	162
4 「専門知識試験 (Sachkundeprüfung)」の導入 .....	163
5 警備員の武器携帯 .....	165
6 警備員の権限 .....	167
7 警備業者及び警備員の義務 .....	167
8 教育訓練 .....	168
三 警備業と治安の維持 .....	169
1 警備業と警察の協力関係 .....	169
2 警備業は警察を補完できるか .....	172

「ドイツ警備業法 (営業法第 34 条 a)」及び武器法第 28 条の試訳

はじめに

ドイツの警備業は古い歴史を有している。アメリカ人の個人の安全は個人で守るという実践を学んだヤコブとソロモンが1901年に最初の警備会社を設立したのが警備業の始まりだといわれる。また、第一時世界大戦後、軍備を削減されたドイツ国防軍は、軍用地の警備を警備会社に委ねた。現在でも、軍は警備の一部を警備会社に委ねている。しかし、とりわけ、過去20年間の警備会社の発展は顕著である。その要因は、犯罪数の増加（ドイツでは犯罪認知件数は600万件を超える）、それに伴う犯罪に対する不安感の増大、警察の対応能力の限界などにより、民間の警備活動に対する需要が伸びたことにある。また、警備業務の中身を見ると、警備業者の活動範囲が、単純に私人間の契約に基づくものとは捉えきれない領域に広がってきている。警備業界の売上高全体から見ると一桁の割合にとどまるが、自治体あるいは小売業者から警備会社が請け負う公衆が自由に立ち入れる地区の巡回（ドイツでは通常 **Citystreifen** と呼ばれている）は、その代表である。公共空間における安全の確保は、伝統的に警察の行なうべき業務と考えられてきた。しかし、今や、一人である警備業者が公共空間の安全の確保に一役かう事態が生じてきたのである。

こうした状況を背景に、2002年7月23日、それまでの「警備業法」（正確には、営業法（**Gewerbeordnung**）の34条a）及び関係法令を改正する法律が成立した（施行は2003年1月1日）。

本稿では、この新「警備業法」の紹介を中心に、本年1月全警協の深山専務理事とドイツに出張させていただいた際の見聞も交えてドイツの警備業について記すこととしたい。

なお、ドイツでは、警備業が国内治安維持にいかなる役割をどの程度まで果たすべきなのか、そのために警備業者及び警備員が備えるべき要件とは何か、警察との関係はどうあるべきなのかなどの問題が学問の世界の人々も交えて、活発に議論されている。こうした事情は、既に、宮澤慶応大学名誉教授が本誌の2002年9月号から11月号において詳述されている。警備業を学問的、理論的に把握する作業は、到底筆者の手に負えるものではないので、ドイツの警備業についてより理解を深めたい方は、宮澤名誉教授の論稿にあたっていただくようお願いしたい。

一ドイツの警備業の現状

## 1 警備業者数

2001年の時点で、ドイツにおける警備業者数は2700である。10年前には1290であったので、倍増したことになる。なお、この数字にはセキュリティー関連機器製造・販売業者は含まれていない。また、日本の「警備業法」でいう交通誘導業務は、独立した警備業務と捉えられていないことに注意されたい。日本と比較する場合、このことを前提に数字を比較する必要がある。

## 2 警備員数

2001年の時点で、ドイツにおける警備員数は145、000人である。10年前は97、000人であった。

## 3 市場規模

2001年の警備業者の総売上高は36億ユーロ（約4700億円）であり、10年前の19億5千万ユーロに比べてほぼ倍増している。なお、いわゆる公共空間あるいは法的には私的空間であっても事実上誰でも利用できる空間のパトロール業務の占める割合は統計上明確ではないが、一般の巡回業務と合わせた売上高は10%となっている。セキュリティー機器販売等を含めたセキュリティー関連市場規模は92億ユーロ（約1兆2千億円）である。

## 4 警備業者の団体

ドイツには、警備業者の団体がいくつかあるが、最も有力な団体は「連邦ドイツ警備業協会（Bundesverband Deutscher Wach- und Sicherheitsunternehmen）」（以下、BDWSという）である。BDWSは1948年フランクフルトにおける警備業者の団体として創設された。加盟企業は約400であるが、加盟企業の警備員数で見ると、全体の約3分の2を占め、売上高では、全体の80%にのぼる。BDWSは加盟企業を代表して、業界団体としての活動を行なっているが、労働組合との賃金等の交渉団体としても活動している。

## 二 警備業に関する法規制

## 1 概要

ドイツの警備業を規制する基本的な法律は「営業法 (Gewerbeordnung)」という大部な法典の中の第 34 条 a である (以下便宜的にこの条項を「警備業法」という。)。その下位法令として、「警備業に関する規則 (Verordnung über das Bewachungsgewerbe)」が詳細な規定を設けている (以下、「規則」という。)。この 2 つの法令が 2002 年 7 月 23 日、大幅に改正された (施行は 2003 年 1 月 1 日)。以下では、項目ごとにこれらの法令について説明することとする。

## 2 警備業を行なうための要件

「警備業法」第 1 項は、他人の生命、財産の保護を業として行なおうとする者は関係当局<sup>1</sup>の許可 (Erlaubnis) を得る必要があると定めている。許可の要件は、要約すると

- ① 警備業を行なうために必要な信頼性 (Zuverlässigkeit) 有していること
- ② 警備業を行なうために必要な資産あるいはこれに相当する保証を有していること
- ③ 警備業を行なうために必須の法的な規範について講義を受け、これを習得したとの証明を受けること

の 3 点である。

### (1) 信頼性

「警備業法」における「信頼性」の具体的な内容は「規則」においても明確には規定されていない。しかし、「規則」により、当局は、「連邦中央登録局 (Bundeszentralregister)」(個人の刑罰歴などが記録されている) から無制限に<sup>2</sup>情報を入手出来るとされているので、犯罪歴は考慮の対象となる。また、「規則」は、法律上禁止されている団体のメンバーであったり、憲法裁判所が憲法違反と判断した政党での活動歴があったこと、あるいは反憲法的行為を行っていた者には、一般的には、「信頼性」がないと判断されると規定している。従って、ここでいう「信頼性」とは、警備業務遂行に必要な技量とは関係がないことに注意する必要がある。

---

<sup>1</sup> 実際には、各自治体が許可権限を有しているようである。

<sup>2</sup> 改正前は、「信頼性」の審査のために連邦情報登録局の保有する情報に無制限にアクセスすることはできなかったが、改正により、基本的にすべての情報にアクセスできることになった。

なお、改正「警備業法」では、警備業の許可を行なう関係当局は、裁判所あるいは検察庁から、警備業者及び警備員に対する法的措置について通知を受けることとする条項が追加されている。

## (2) 資産

資産の保有を警備業者の要件としているのは、財産的基盤のない者は警備業者として不適格と判断しているからであろう。具体的には、ケルン市の例をみると<sup>3</sup>、財務局、税務局発行の関係書類、裁判所の債務目録、営業用資産証明書（最低額 25600 ユーロ）などの提出が要求されている。また、対人、対物の損害賠償保険への加入証明書も提出しなければならない<sup>4</sup>。

## (3) 講義の受講

ドイツの「警備業法」の特色は、警備業者<sup>5</sup>及び警備員となろうとする者に警備業務に必要な教育の受講を義務付けていることにある。1994年に初めて受講が法律で義務付けられたが、昨年改正の対象となった。

### (a) 教育の実施主体

教育は、各地の商工会議所 (Industrie-und Handelskammer) が実施する。

### (b) 教育時間

警備業者の場合は、80時間である。昨年法の改正以前は40時間であった。

### (c) 教育内容

教育内容は「規則」で次のように定められている。

- ① 営業法及び情報保護法を含めた公共の安全と秩序に関する法
- ② 民法
- ③ 武器の扱いを含めた刑法及び刑事訴訟法
- ④ 監視安全業務の事故防止規定<sup>6</sup>
- ⑤ 非常時の対処要領及び敵対的状況における危険回避法を含めた対人対処要領

---

<sup>3</sup> <http://www.stadt-koeln.de/bol/gewerbe/produktue> を参照した。

<sup>4</sup> 「規則」では、それぞれの保険による賠償額の最低限度額が定められている。

<sup>5</sup> 法人の場合は、警備業務を直接管理する立場にある法的代表者に受講義務がある。また、警備業務を指導する責務を負う者も警備業者と同じく受講する義務がある。

<sup>6</sup> ドイツでは、職業保険組合 (Berufsgenossenschaft) が、事故防止のために、職業別に、遵守すべき事項を「規定 (Vorschrift)」という形式で定めている。監視安全業務についても「規定」があり、これを指している。

## ⑥ 安全技術の基本

情報保護法、非常時の対処要領及び敵対的状況における危険回避法は今年の改正で新たに付け加えられた。

### (d) 受講証明

警備業の許可の申請には、商工会議所が発行する教育受講終了の証明書が必要である。受講者が全時間出席し、かつ、会話、質問などを通じ、商工会議所が、受講者は教育内容を習得したと認めたときに、証明書が発行される。なお、厳正な手続きに則った試験に合格することまでは必要とされていない点に留意していただきたい。

## 3 警備員となるための要件

警備員となるための要件は、「警備業法」において、警備業者は次の要件を満たさない者を警備業務に就けてはならないという形で定められている。

- ① 警備業務を行なうために必要な「信頼性 (Zuverlässigkeit)」を有していること
- ② 警備業務を行なうために必須の法的な規範について講義を受け、これを習得したとの証明を受けること

基本的には、警備業の許可を受ける要件から、資産の保有という要件を除いたものが警備員となる要件ということになる<sup>7</sup>。

### (1) 信頼性

「信頼性」の要件については、警備業を行なおうとする者とほとんど違いはない。警備業者は、警備業務に就かせようとする者を関係当局に申告しなければならない。関係当局は、この申告に基づいて、「信頼性」の調査を行なうことになる<sup>8</sup>。

ただ、改正された「規則」において、9月11日のアメリカにおけるテロに触発されて、攻撃を受けた場合に社会一般に特別の危険をもたらすような物件を警備する警備員については、「信頼性」審査のために、更に、州の憲法擁護機関に情報提供を求めることができることとされた。

なお、今年の法改正で、当該警備員が「信頼性」を有しないことが判明した場合、その

---

<sup>7</sup> ただし、「規則」では、19歳以上かあるいは警備業務関連の職業訓練コースを終了していることという条件が定められている。

<sup>8</sup> なお、警備業者は、退職した警備員の名前を関係当局に報告する義務も負う。

者の雇用の禁止を警備業者に命ずる権限が関係当局に与えられた。また、警備員に対する法的措置について、関係当局が裁判所及び検察庁から通知を受けることとされたことは既に述べた。

#### (2) 教育の受講

警備員となるための教育の受講義務については、その内容は、警備業を行おうとする者とほぼ同じである。ただ、受講時間が、警備員の場合は40時間である。法改正前は24時間であった。なお、教育の受講義務は、初めて警備員になろうとする場合に限り課せられており、他の警備会社に転職するケースでは改めて受講する必要はない。

#### (3) 受講時間延長の法改正について

受講時間の延長は、もちろん、警備業者及び警備員の質の向上を目指したものである。しかし、警備業の質の向上に熱心なドイツ警備業協会は、意外にも、受講時間延長に批判的である。その理由は、商工会議所主催の教育は、警備業務にとって、入門的な性格しか有せず、時間をいくら延長しても実質的な効果はないと見ているからである。警備業務の質の向上に真に効果的な教育を行なうためには、法律上受講義務のある教育を商工会議所が独占している状態を改めるべきだとドイツ警備業協会は主張している。

### 4 「専門知識試験 (Sachkundeprüfung)」の導入

昨年の法改正における最大の眼目は、「専門知識試験」の合格を特定の警備業務遂行の条件としたことである<sup>9</sup>。その詳細は以下の通りである。

#### (1) 実施主体

「専門知識試験」の実施主体は商工会議所である。法定教育と同じく、法律上要求される試験が商工会議所の主導下にあることに対するドイツ警備業協会の批判はすでに述べた。

#### (2) 「専門知識試験」合格を必要とする警備業務

「専門知識試験」合格を必要とする警備業務は、「警備業法」で定められている。すなわち、

- ① 公衆が往来する公共の空間及び事実上公衆が往来する私的領域におけるパトロール

---

<sup>9</sup> 「専門知識試験」を受験するために商工会議所の教育を受講する必要はない。独学で勉強しても構わない。もちろん、合格すれば、警備員となるために商工会議所の教育を受講する必要はない。



## ② 万引きに対する警備

## ③ 商業用ディスコの入場口での警備

①は、ユーザーの私的利益の保護という従来の警備業務の性格とは異質な、市民一般の利害にも関わる新しいタイプの業種であり、②は刑事手続きに直結する可能性が高く、誤認逮捕などの問題が発生しやすい業務である。③の業務になぜ試験合格を要求したのかは調査不足で判然としないが、小規模な警備業者が主に行っている業務のようである。ドイツ警備業協会の改正警備業法令に対する見解書<sup>10</sup>では、③の業務に加盟会社は関係していないのでコメントはしないとしている。いずれにしても、こうした業務については、正規の試験に合格した者だけが、携われることとしたのである。特に①については、民間警備業者が公共空間の安全維持活動に進出している事実立法者が敏感に反応したといえる。ドイツ警備業協会も、①の業務に試験合格義務が課せられたことを最も重要視している。

### (3) 試験の内容

試験の内容は、「規則」に詳しく定められている。まず、試験の課題は、法定教育のテーマと全く同一である。つまり、先に掲げた①から③の業務について特別の課題が設けられるのではなく、試験の目的は、法定教育のテーマが理解、習得されたことをより確実に保証することにある。試験は、口頭試験と筆記試験に分かれる。口頭試験は、最大 5 人まで同時に行なえる。一人当たり 15 分ほどの時間が割り当てられる。筆記試験は、2 時間である。試験の詳細は、商工会議所の規約 (Satzung) の形で定められる。商工会議所は、試験委員会を設置しなければならず、その委員には、試験の課題に精通した者を選任しなければならない。

なお、合格者には商工会議所発行の証明書が交付される。この証明書があれば、合格者は教育受講義務を免除される。

### (4) 試験の対象となる者

①から③の業務を行なうために、「専門知識試験」に合格しなければならない者には、警備員ばかりでなく、当該業務を行なう警備業者 (当該業務を行なう警備員を管理する立場にある者を含む) も含まれる。

### (5) 「専門知識試験」導入に対する評価

---

<sup>10</sup> Stellungnahme des BDWS 09.October.2002

ドイツ警備業協会は、「専門知識試験」の導入を極めて高く評価している。特に、商工会議所の反対を押し切って導入が決まった点を特筆しているのが注目される。商工会議所は、営業の自由の過度な制限であることを理由として反対したようであるが<sup>11</sup>、ドイツ警備業協会の考え方が窺われて興味深いところである。昨年の法改正について、同協会は、「信頼性」審査のために関係当局が入手できる情報の範囲の拡大（すなわち、連邦中央登録局保有の情報に対する無制限のアクセスと特定の物件の警備に携わる警備員に関する情報機関の情報へのアクセス）と「専門知識試験」導入の2点を重要視している。この改正の背景に、国内の一般治安に密接に関係する民間警備業務の需要増加があるからである。ドイツ警備業協会は、すでに事実として公的な治安機関を補完（Ergänzung）している警備業の機能を積極的に評価しているのである。もちろん、こうした理由で警備業に対する規制が強まることに、大規模警備業者中心のドイツ警備業協会とは違い、小規模業者は異なった考え方を持っているかもしれない。

## 5 警備員の武器携帯

2003年4月から、「警備業法」には、武器の携帯に関する規定がなくなった。それ以前には、第6項として武器に関する規定が存在したが、2003年4月に施行された新「武器法（Waffengesetz）」にすべて委ねられたのである。もっとも、実質的な内容に大きな変化があったわけではない。従来規制を手続的により明確にしたに過ぎない。

### （1）武器法の規定

武器法は、武器の入手、所有、携帯について、原則として当局の許可を得なければならぬとしている。許可を得る条件は武器の種類等の応じて様々なものがあるが、すべてに共通する一般的条件として、

- ① 19歳以上であること
- ② 信頼性及び個人的適性を有していること
- ③ 専門的知識を証明すること
- ④ 必要性を証明すること
- ⑤ 携帯の許可あるいは射撃の許可の場合は、対人、対物を一括した保険に加入している

---

<sup>11</sup> <http://www.hannover.ink.de/>を参照した。

こと

が規定されている（武器法第4条第1項）。

武器法第28条は、警備員の銃器の携帯について詳しく規定している。

警備員に銃器を携帯させる前提として、警備業者自身が銃器の所持許可（所持許可証＝Waffenbesitzkarte の発行をもって許可される）と携帯許可（携帯許可証＝Waffenschein の発行をもって許可される）を得なければならない。

許可の条件の一つである必要性については、危険にさらされた人又は物の安全を守るために銃器が必要な警備業務であることを要件としている。「危険にさらされた者(gefährdete Person)」とは、「生命、身体に対する攻撃を受ける危険が、一般人より本質的に高い者」(第19条第1項第1号)をいう。

警備業者が、銃器の携帯を必要とする警備業務に携わる警備員に銃器を依頼する場合には、当該警備員の銃器携帯について当局の同意を得なければならない。同意の条件は、当該警備員が19歳以上であること、信頼性及び個人的適性を有していること、専門的知識を証明すること、警備業者が当該警備員の銃器取り扱いから生ずる危険をカバーする保険に加入していることである。要するに、当該警備員自身が銃器の携帯許可を得ると仮定した場合に必要な条件をすべて満たす必要があるわけである。

また、武器の携帯は、具体的な業務の遂行中に限って許される。したがって、警備員は、業務が終了すれば、その都度、銃器を警備業者に返却しなければならない。

## (2) 「規則」の規定

「規則」では、武器及び弾薬の安全な保管は警備業者の義務であること、警備業者は、業務終了後に武器及び弾薬が確実に返却される措置を取ることが規定されている。また、銃器、警棒又は刺激用スプレー類を使用した場合に、警察署及び警備業者に遅滞なく報告する警備員の義務及び関係当局に報告する警備業者の義務も「規則」に定められている。

## (3) 武器携帯の実態

ドイツ警備業協会によれば、銃器を携帯している警備員は全体の6%に過ぎない。その圧倒的多数は、ドイツ国防軍関係施設の警備及び現金輸送警備に携わっている者である。身辺警備においてもその武器携帯率は非常に低いという。また、他の武器、たとえば警棒などもほとんどの警備員は携帯していないという。

## 6 警備員の権限

ドイツでは、警備業者及び警備員一般に特別の権限を付与する法律は存在しない。昨年の法改正で、警備業者及び警備員は私人が行使できる正当防衛等の一般的な権利及び顧客から契約上付与される自救権 (Selbsthilferechte=顧客が有する施設等の管理権に近いものであろう) を行使できるとする規定が置かれた (第5項)。法律で定めるまでもなく当然の事柄と思われるが、ドイツ警備業協会は、この規定により、警備員は「グレーゾーン」— 公務員ではないが、一般私人でもないあいまいな立場— で業務を行なっているとの誤解が解消でき<sup>12</sup>、警備業の社会的認知度がさらに高まるとしている。

ところで、第5項には、法律に基づいて警備業務を請け負う場合は、警備業者及び警備員は当該法律が付与する権限を有すると定められている。現在、個別の法律に基づいて国が警備業務を委託しているのは、空港保安業務 (「航空輸送法」に基づく)、核関連施設の警備 (「原子力法」に基づく) 及びドイツ国防軍施設の警備である。一般の警備員と比べて権限あるいは義務にどのような違いがあるかまでは、今回の調査では手が回らなかったが、公的業務のアウトソーシングを考える場合には興味深いテーマであろう。

## 7 警備業者及び警備員の義務

「規則」では、警備業者及び警備員が業務を遂行する上で遵守しなければならない義務がいくつか定められている。昨年の改正で付け加えられたものもあり、ここで紹介しておきたい。

### (1) 警備指示書 (Dienstanweisung)

警備業者は警備指示書により警備業務を管理しなければならない。警備指示書には、警備員は警察官等の公務員の権限を有しないこと、警備員は、警備業者の同意があった場合に限り武器を携帯できること、武器を使用した場合は、遅滞なく警察署及び警備業者に報告することなどが記載されていなければならない (「規則」第10条第1項)。また、警備指示書及び事故防止規定<sup>13</sup>の写しを受領書と引き換えに警備員に交付しなければならない (同第2項)。

---

<sup>12</sup> ミュンヘンの公共交通機関が警備会社に警備を委託した時に、警備員の「攻撃的」な職務振りがマスコミの非難の的となり警備員の権限が問題となる事例もあった。

<sup>13</sup> 職業保険組合が作成する「規定」を指す。注6参照。

## (2) 身分証明書

警備業者は、業者名、警備員名、警備員の写真等のある身分証明書を警備員に発行しなければならない（「規則」第11条第1項）。なお、身分証明書は、公務員のそれと明確に識別できるものでなければならない。警備業者は、身分証明書に番号を付して記録しておくなければならない（同第2項）。警備員は、業務遂行中、身分証明書を携帯し、関係当局者の要求があればこれを提示しなければならない（同第3項）。「専門知識試験」合格を要求される業務に携わる警備員は警備業者及び警備員の名前（警備員の場合は識別番号でもよい）を記載した標章を目に見える方法で携帯しなければならない（同第4項）<sup>14</sup>。

## (3) 制服

警備業者が警備員に制服を着用させる場合には、制服は公務員のそれと混同させるものであってはならない。閉鎖された場所に業務のために立ち入る警備員は制服を着用しなければならない。

## (4) 書類の備え付け

日本の警備業関係法令と同様、「規則」には、警備業者の義務に関わる様々な事項の記録とその保存を義務付ける条項がある（「規則」第14条）。その詳細は省略する。

## 8 教育訓練

警備員に対する教育に関する「警備業法」の規定は、警備員になろうとする段階での商工会議所の行なう教育の受講及び特定の業務に携わる場合に商工会議所の行なう「専門知識試験」の2つだけである。それ以外の実務教育は警備会社自身に任せられている。大会社は内部で独自の教育プログラムを運営しているが、小規模な会社は外部のセキュリティー関連の教育訓練機関を利用している。ここでは、紙数の都合もあり、警備員の教育に関連して、「施設警備専門士」と「保護および安全専門士」について述べておきたい。

### (1) 「施設警備専門士 (Werkschutzfachkraft)」

警備業務に就くために法律上は必要でないが、事実上の評価を受ける警備業務関係資格はいくつかある。その中でも高い権威を有する資格が、商工会議所の授与する「施設警備専門士」の資格である。この資格を得るには商工会議所の実施する試験に合格しなければ

---

<sup>14</sup> 第4項は今年の改正で新たに規定された。市民が不当に業務を行なう警備員を識別しやすくするとともに、警備員自身に適正な警備業務遂行を意識付ける狙いもある。

ならない。受験資格は、義務教育を終了していること及び警備業務以外の職と最低2年間警備業務に従事していること又は最低8年間警備業務に従事していることである。独学でも受験できるが、通常は、職業訓練学校や警備員教育訓練機関の講座を受講するようである。この資格を取れば、特定の警備業務に従事する場合でも、「専門知識試験」に合格する必要はない。「専門知識試験」よりずっと高度な知識能力が要求される資格だからである。

## (2) 「保護及び安全専門士 (Fachkraft für Schutz und Sicherheit)」

ドイツの特徴の1つとして、教育制度において職業教育の占める役割が他の国よりも大きいことがあげられる。職業教育は、「職業教育法 (Berufsausbildungsgesetz)」に基づいて行なわれるが、2002年6月に改正があり、警備関連の職業教育コースが設置された。3年コースであり、卒業すれば「保護及び安全専門士」の資格が与えられる。職業教育学校や、警備業務専門の訓練機関がコースを提供しているが、カリキュラムの内容は教育文化省が認定している。「施設警備専門士」資格に必要な知識を更に発展させた内容となっており、会社運営に関する知識も講義される。警備業務に関する初めての本格的な職業教育コースであり、話題を集めているのは間違いないが、資格を得た訓練生たちが実際にどのような職場で活動することになるのか未知数な面もある。また、「施設警備専門士」資格との関係も不明確なままであり今後の課題となっている。いずれにせよ、2005年には「保護及び安全専門士」の第1期生が誕生する訳であり、彼らの動向が注目される。

## 三 警備業と治安の維持

### 1 警備業と警察の協力関係

昨年のドイツ「警備業法」改正の眼目は、特定の警備業務に携わる警備員に「専門知識試験」合格義務を課したことである。特定の業務は3種類あるが、最も重要なものは公共空間<sup>15</sup>におけるパトロール業務である。これは、「警備業法」改正以前から、犯罪の増加と警察力の不足に悩む大都市において現実に行われている業務であり、委託者は自治体である。委託者個人の安全を対象とする通常の警備契約と違い、公共空間のパトロールはこれを利用する不特定多数の市民の安全を対象としている。しかも、市民は、パトロールを行

---

<sup>15</sup> 誰でもが利用できるという意味で、公共空間と同じ性質を有する私的空間も公共空間である。但し、この場合、委託者は私人である。

なう警備員と否応なく関わり合いを持つ状況に遭遇する可能性があり、警備員の不適切な業務執行が原因で被害を受けるおそれもある。公共空間のパトロールは、委託者と警備業者の私的契約関係では処理しきれない問題をはらんでいる。

新しい「警備業法」は、公共空間をパトロールする警備員が一定水準の資質を有していることを求めることとした。しかし、これですべてが解決するわけではもちろんない。問題の一つに、公共空間のパトロールは不特定多数の市民の安全を対象とすることから生ずる、治安維持の担い手である警察との関係がある。しかし、ドイツの警察は、一般に、民間警備業は、治安の維持に貢献しているあるいは貢献できるとの評価を下しているようである。また、国の機関からも治安維持のサポート役として警備業者に期待が寄せられている。例えば、1998年2月には、連邦内務省常任委員会が次のような声明を出した。「民間警備会社は警察にとって代わるものではなく、それをサポートするものである。民間警備会社のそうした補助的な仕事は、警察のみによって扱われるべき国家主権に関わる責務（これらは警察のみが行使すべき）に関係のない分野に集中するべきである。さらに、民間警備会社の職員はしかるべき分野において警察をサポートするために、十分に評価が行なわれなければならない。」。

ドイツにおいては、警察と警備業者の協力関係が協定という形で制度的に成立している例が多い。たとえば、フランクフルト、ヴィースバーデン、ドレスデン、ハンブルグ、デュッセルドルフ、ベルリンなどである。通常「安全のためのパートナーシップ」と呼称されるこうした協定のなかで、本稿では、ヨーロッパ最大の警備会社である「セキュリティタス社」の顧問で、元デュッセルドルフ警察の幹部であったビューロー氏から説明をいただいたデュッセルドルフ市における警察と警備会社の協力関係を述べることとする。

#### (1) 民間警備業者による公共空間パトロールの評価

ビューロー氏は、国家が治安の悪化に応じて警察力を増強することが財政的な制約から困難であるという現実的な問題は別として、警備業者が公共空間のパトロールを行なうことを積極的に評価している。防犯は社会のすべての構成員が緊密に共同作業を進めることで前進すると考えるからである。しかし、警察と警備業者の共同作業を法的に根拠付けた州はなく、犯罪者に関する情報提供や警備業者に情報収集を委託することを認める法律もない。現行の法制度では、警察ができることは、誰もがアクセスできるような一般的な犯罪関連情報を警備業者に提供することだけである。こうした制限のなかで、デュッセルド

ルフの「安全のためのパートナーシップ」は構築された。

## (2) 構成員

デュッセルドルフの「安全のためのパートナーシップ」の構成員は、商工会議所、警備業者、デュッセルドルフ市、デュッセルドルフ警察である。調整役は商工会議所である。

## (3) 実施内容

### a 指令センター

「安全のためのパートナーシップ」に参加している警備業者は、警察の指令センターと直接連絡を取り合う自己の指令センターを1年交代で指定している。業者の指令センターは自己の管理下にある巡回警備員と相互に連絡し合うが、他社の巡回警備員からは連絡を受けただけである。もちろん、他社の警備員に対して指揮命令権はない。緊急の場合は、巡回警備員は携帯電話で警察の指令センターに連絡する。

### b 警察への情報提供

「安全のためのパートナーシップ」に参加している警備業者は、巡回業務を通じて（巡回業務は、自治体との契約に基づくとは限らない。私人との場合もある。）「観察」、「認知」、「報告」により警察を支援する。たとえば、迅速な対応が必要な犯罪行為の兆候、犯罪の被害を受けそうな場所（銀行など）での不審な人物の行動などを、指令センターを通じて警察に連絡する。つまり、巡回警備員は、業務遂行中、警察のために「目、耳、口」となるのである。目で見、耳で聞き、口で伝えるべき危険にさらされている対象は、警備契約の対象か否かとは関係がない。警備業者の巡回車両は市民にそれと分かるように特別のマークがつけられている。市民は、警備員を警察への通報の仲介役として利用できるのである。

### c 情報交換

市、警備業者、警察の間では、警察本部で定期的に安全に関する協議が行われる。地区の安全に関する全般的な状況、重要な犯罪の発生、大規模な催し物などが常に議題となる。警備業者は、警備契約を結んでいる物件、警備内容、活動範囲を紹介する。協議は、必要な場合にはその都度開催される。

### d 現況レポート

警察は、構成員にとって当面重要な安全関連情報、とりわけ、公道、広場における犯罪状況、催事、デモ、麻薬などについて現況レポートを作成する。

### e 継続教育



警察は、警察と警備業者の相互理解を図る継続教育を提供する。これは大変好評を博している。

## 2 警備業は警察を補完できるか

ドイツの警備業が、個人との契約によりその個人の安全を守る業務にとどまらず、市民一般の安全を守る分野にまでその活動領域を広げていることはこれまで述べてきた通りである。この傾向は今後更に深化して、今より一層広い範囲で警察の治安維持機能を補完する機能を担うことになるのであろうか。筆者には大きすぎる問題であるので、今回の出張でお話を伺うことができた元内務省局長ルップレヒト氏の意見を紹介して締めくくりとしたい。

ルップレヒト氏は、警察業務が警備業者によって肩代わりされる傾向が直線的に強まることはありえないとして、警備業が警察の補完機能を担う方向に進む力に対して、これに抵抗する要因を以下の通り指摘された。

まず、法律上の問題である。警備員が一般私人の権利の範囲内で業務を行なうにとどまるのであれば、彼の安全確保機能には限界がある（この点について、前述したビューロー氏は、呼び止めて身元の確認を行なうといった多少なりとも相手の自由を抑制する権限を警備員が有することを法律で定めることが望ましいとしている）。ところが、一般私人を越える何らかの権限を警備員に与えるには法律の改正が必要である。法律改正のコンセンサスを得られるか疑問が多い<sup>16</sup>。

2番目は政治的な問題である。強い国家を志向する政党は警察力の増強を目指すであろう。法律家は、治安維持は誰の責任かをめぐって議論しあうであろう。そして警察官の組合は自分達の仕事が侵されると感じるかもしれない。

3番目は、警備業界内部の問題である。民間会社に、警察組織に匹敵する迅速な対応を期待できるであろうか。たとえば、ある日には100人の警備員が必要で次の日にはすべて不要になるタイプの治安事象はいくらかもある。民間会社には到底耐えられないであろう。

---

<sup>16</sup> なお、ドイツ警備業協会は、警備員が特別の権限を有さなくとも、治安維持に貢献できる業務は数多いと考えているが、公共空間の安全確保において警備員が特別の権限を有するのが望ましいと考えるか明確ではない。少なくとも、法改正の議論の際には、そのような要請は行なわなかった。むしろ、警備員が一般私人と同じ権限しか有しないことを明確にした規定の成立を歓迎している。

最後に、市民の反応がある。一旦、警察が警察官の配置に消極的になれば、2度と警察は戻ってこないのではないかという懸念を持つかもしれない。そうなれば、富裕な者だけが安全を入手できるのではないかと不安さえ生まれるかもしれない。そうではないとの説得ができるであろうか。

以上がルップレヒト氏の見解であるが、筆者には大変示唆の多い指摘であった。

最後に、「警備業法」全文と武器法の警備業関連条文を参考までに掲げる。すべて試訳であることをご了承願いたい。

#### ドイツ営業法第34条 a (警備業関係)

(1) 業として他人の生命、財産を警備する者は、関係当局の許可を受けなければならない。一般人又は業務委託者の保護のため必要な場合は、許可に条件を付することができる。同様の前提の下で、事後の条件の新設、変更及び補充も認められる。以下の場合には許可を拒否できる。

- 1 申請者が、警備業に必要な信頼性を有していないことが、事実により証明されたとき
- 2 申請者が、警備業に必要な資力又はそれに相応する保証の保有を示さないとき
- 3 申請者が、商工会議所の証明により、警備業遂行に必要な法令に関する講義を受講し、これを習得していることを示さないとき

警備業者は、上記1及び3の規定を満たす者に限って、警備業務に就かせることができる。次の業務の遂行には、商工会議所が行なう専門知識試験合格の証明が必要である。

- 1 公衆が往来する空間又は事実上公衆が往来できる私的空間におけるパトロール
- 2 万引き防止業務
- 3 商業用ディスコの入口における警備

(2) 連邦経済技術省は連邦参議院の同意を得て、政令により、

- 1 第1項第1号3に基づく証明のための必要事項並びに手続き及び同証明を必要としない例外を定めることができる。
- 2 第1項第2号に基づく専門試験のための必要事項並びに手続き及び専門知識試験合格

を必要としない例外を定めることができる。

3 一般人及び業務委託者の保護のため、次に掲げる事項に関するものを含め、警備業務を行なう際の権限及び義務に関する規定を発することができる。

a)許可の有効範囲

b)警備業務に従事する者の雇用及び解雇に際しての警備業者の義務、警備業者によるこれらの者に関する情報の記録並びにその関係当局に対する報告、これらの者が満たすべき要件及び警備業務の遂行

c)責任保険契約及び個々の業務遂行状況並びに委託者に関する情報の記録を含めた書類作成の義務

d)裁判所及び検察官による、警備業者及び警備業務に従事するその従業員に対する法的措置の関係当局への報告

(3) 第1項第4文に従って、関係当局が警備員の信頼性を調査するために、第30条第5項、第31条に従って、連邦中央登録局から情報を入手した場合又は第41条第1項第9号に従って同局から無制限に情報を入手した場合には、信頼性の判断のために必要な情報を含めた調査の結果は、警備業者に通知することができる。

(4) 警備業務に従事する者がその活動に必要な信頼性を備えていないことが事実により証明された場合には、警備業者に対してその者の就労を禁ずることができる。

(5) 警備業者及びその従業員は、警備業務の遂行に際して、第三者に対して、正当防衛、緊急避難並びに自救行為において何人も行使できる権利、委託者から契約上付託された自救権及び法律に基づく委託の場合に付与される権限を自己の責任において行使できる。これらの権利及び権限を行使する場合には、必要性の原則を遵守しなければならない。

## 武器法第28条

(1) 警備業者においては、警備業務が19条の意味における危険にさらされた者又は危険にさらされた物の安全のために銃器を必要とすることを疎明した場合に、銃器の入手、

所持及び携帯の必要性が認められる。会社の内部における警備業務についても同様である。疎明された必要性は、当該銃器に使用される弾薬の入手及び所有についても当てはまる。

(2) 第1項による警備業務を実際に遂行する間に限り、銃器の携帯は許される。事業主は、警備員についてもこのことを適切な方法により遵守させなければならない。

(3) 雇用関係から、許可所持者の銃器を所持又は携帯する警備員は、審査のため関係当局に通知されなければならない。事業主は、関係当局の下での個人情報の蓄積及び加工の必要性に関連して、あらかじめ当該警備員に通知について知らせなければならない。銃器又は弾薬の依託は、関係当局が同意した場合に限って許される。同意は、警備員が第4条第1項1号から3号の条件を満たさないとき、又は、警備業者の保険が、警備員の銃器の扱いから生ずる危険をカバーしないときには拒否される。

(4) 第10条第4項による携帯許可証には、第3項に規定された者が依託された武器を許可所持者の指示に従って携帯できる旨の記録を追加することができる。